

第五次館山市地球温暖化対策実行計画
【事務事業編】

令和5年4月
館山市

目次

第1章 背景	2
第2章 基本的事項	
1. 目的	3
2. 計画の期間	3
3. 基準年度	3
4. 計画の対象範囲	4
5. 対象とする温室効果ガス	5
第3章 温室効果ガスの排出状況	
1. 温室効果ガス総排出量及び推移	6
2. 基準年度の温室効果ガス総排出量の内訳	7
3. 温室効果ガスの排出状況	
(1) 部別の温室効果ガスの排出状況	8
(2) 建設環境部の温室効果ガス排出状況	8
(3) 教育委員会の温室効果ガス排出状況	8
(4) 施設区分別の温室効果ガス排出状況	9
(5) 施設区分別（清掃施設を除く）の温室効果ガス排出状況	9
(6) 燃料別の温室効果ガス排出状況	10
(7) 燃料使用による温室効果ガス排出割合	10
(8) 電気使用量の割合及び推移	11
第4章 目標	12
第5章 目標達成に向けた今後の取組	
1. 基本方針	12
2. 取組内容	13
参考資料	15

第1章 背景

地球温暖化とは、人間の活動が活発になるにつれて、二酸化炭素やメタン等の「温室効果ガス」が大量に放出され、大気中の濃度が上がることで地球全体の平均気温が上昇し始める現象のことをいい、人類の社会・経済・生活環境に影響を与えるだけでなく、地球上のあらゆる動植物に大きな被害を及ぼすことが懸念され、その影響の大きさや深刻さから、最も重要な環境問題の一つとされ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題とされています。

平成27年(2015)11月から12月にかけてフランス・パリで開催された、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、「京都議定書」に代わる新たな国際的な枠組みとなる「パリ協定」が採択され、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」などが目標に掲げられました。

我が国では、平成27年(2015)7月に、2020年以降の温室効果ガス削減に向けた方向性を示した「日本の約束草案」が国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局に提出され、「パリ協定」の採択を受け、平成28年(2016)5月に我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」を閣議決定されました。さらに、令和2年(2020)10月の臨時国会で菅内閣総理大臣による所信表明演説において、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」宣言を行っています。

令和3年(2021)4月には「令和12年度(2030)において、平成25年度(2013)比で温室効果ガスを46%削減」を目指し、さらに50%削減の高みに向けて挑戦を続けることが表明され、この新たな削減目標を踏まえ、令和3年(2021)10月に「地球温暖化対策計画」が5年ぶりに改訂されました。

千葉県では、令和3年(2021)2月に行われた定例県議会において、気候変動への危機意識を千葉県、県民、事業者、市町村で共有し、「オール千葉」で脱炭素社会の実現を目指す「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を行っており、また、令和3年(2021)4月には「千葉県地球温暖化対策実行計画事務事業編(第4次)～千葉県庁エコオフィスプラン～」を策定し、「平成25年度(2013)比で、令和12年度(2030)に千葉県の事務・事業に伴うエネルギー起源の二酸化炭素排出量を40%削減し、温室効果ガス排出量を34%削減」することを目標としています。

館山市では、平成15年度(2003)以降、館山市地球温暖化対策実行計画(たてやまエコ・オフィスプラン)第一次計画(平成15～19年度(2003～2007))、第二次計画(平成20～24年度(2008～2012))、第三次計画(平成25～29年度(2013～2017))、第四次計画(平成30～34年度(2018～2022))を策定しており、一事業者として、館山市の事務事業等における温暖化対策を推進してきました。

また、館山市は令和3年(2021)8月に「館山市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、「循環型社会の形成・省エネルギーの推進・環境負荷の少ないまちづくり」の3点を大きな施策として、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進していくことを目指すこととしました。

このたび、第四次計画の計画期間の満了を迎えるに当たり、計画の改訂及び更新を行い、一事業者の市役所等において継続して地球温暖化対策を推進するため、新たに「第五次館山市地球温暖化対策実行計画」を策定します。

第2章 基本的事項

1. 目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき、地方自治体に策定が義務付けられた「地方公共団体実行計画」であり、館山市役所の事務事業に関し、省エネルギー・省資源・廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

また、館山市は「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」という。）の特定事業者指定されているため、本計画は、省エネ法の目標達成に向けて取り組んでいく役割も併せ持つものとしてします。

2. 計画の期間

本計画の期間は令和5年度（2023）から令和9年度（2027）までの5年間とします。

3. 基準年度

本計画の目標基準年度は、館山市の事務事業等における活動量が適切に把握できる最新年度である「令和3年度（2021）」とします。

4. 計画の対象範囲

原則として各部課等が行う全ての事務事業及び施設の管理運営（以下「事務事業等」という。）を対象とします。また、対象とする施設は、館山市が管理する全ての施設（指定管理者含む）を対象とします。また、基準年度以降に新設された施設も対象とします。

本計画における対象施設は下表のとおりです

施設区分	施設名
庁舎	市役所本館、2号館、3号館、4号館
小学校・中学校	船形小学校、那古小学校、北条小学校、館山小学校、西岬小学校、房南小学校 神余小学校、豊房小学校、館野小学校、九重小学校 第一中学校、館山中学校、房南中学校
観光施設	“渚の駅” たてやま、城山公園（茶室含む）、公衆トイレ、休憩所 博物館本館、館山城（八犬伝博物館）
乳幼児施設	那古幼稚園、北条幼稚園、館山幼稚園、西岬幼稚園、豊房幼稚園、館野幼稚園 純真保育園、中央保育園、館野保育園 船形こども園、房南こども園、九重こども園、元気な広場
公民館	中央公民館、館山地区公民館、那古地区公民館、船形地区公民館、神戸地区公民館 西岬地区公民館（分館含む）、富崎地区公民館、豊房地区公民館、館野地区公民館 九重地区公民館 中央地区学習等供用施設（菜の花ホール）、豊津地区学習等供用施設（豊津ホール） 那古船形地区学習等供用施設（若潮ホール）
給食センター	学校給食センター
清掃施設	清掃センター、衛生センター、粗大ごみ処理施設、最終処分場 鏡ヶ浦クリーンセンター
その他	柔剣道場、市民体育館、市民運動場、25メートル温水プール、50メートルプール 出野尾多目的広場、弓道場、西岬市民体育館、収集センター 那古学童クラブ、豊房学童クラブ、図書館、老人福祉センター（出野尾、湊） 根岸公園、公園緑化事務所、中村児童公園、北条中央公園、館山駅 防災機材庫、北原倉庫、消防団各詰所、中継局・無線マスト、街路灯

5. 対象とする温室効果ガス

本計画では、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の温室効果ガスを算定対象とします。ただし、以下の⑤⑥⑦については、館山市の事務事業等に伴う排出実績がないため、計画の算定対象外とします。

なお、本計画では各温室効果ガスを二酸化炭素排出量に換算（地球温暖化係数を乗じた数値）した合計値を比較検討し、公表数値とします。

ガスの種類	人為的な発生源
①二酸化炭素 (CO2)	「エネルギー起源」 施設での電気や燃料（都市ガス、灯油、重油など）の使用、公用車での燃料（ガソリンなど）の使用により排出されるもの 「非エネルギー起源」 廃プラスチック類の焼却等により排出されるもの
②メタン (CH4)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理等により排出されるもの
③一酸化二窒素 (N2O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理等により排出されるもの
④ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンなどの冷房に使用され、カーエアコンの使用・廃棄時等に排出されるもの
⑤パーフルオロカーボン (PFCs)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されるもの
⑥六ふっ化硫黄 (SF6)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されるもの
⑦三ふっ化窒素 (NF3)	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングの使用により排出されるもの

参考資料：地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂の手引き（令和4年3月 環境省）

第3章 温室効果ガスの排出状況

1. 温室効果ガス総排出量及び推移

令和3年度（2021）における館山市の事務事業等に伴う温室効果ガス排出量は14,760.1 t-CO₂でした。第四次館山市地球温暖化対策実行計画の基準年度（平成27年度）の15,522.0 t-CO₂と比較して、4.9%の削減となりましたが、第四次計画の目標である「計画最終年度（令和4年度）までに基準年度（平成27年度）より10%削減する」の目標達成には至りませんでした。

主な要因として、令和元年房総半島台風等による一般廃棄物の焼却量の増加や、新たに学校給食センターが稼働したこと、新型コロナウイルス感染症対策として教室等の換気が励行され、小学校・中学校の空調効率が低下したことなどが考えられます。

第四次館山市地球温暖化対策実行計画中の温室効果ガス総排出量は下記のとおりです（表1、図1）。

表1 第四次館山市温暖化対策実行計画中の温室効果ガスの総排出量

項目	2015年度 (基準年度)	削減目標 (▲10%)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)
総排出量 (t-CO ₂)	15,522.0	13,969.8	15,179.3	16,579.6	14,907.7	14,760.1
基準年度比 (%)			▲2.2	+6.8	▲3.9	▲4.9

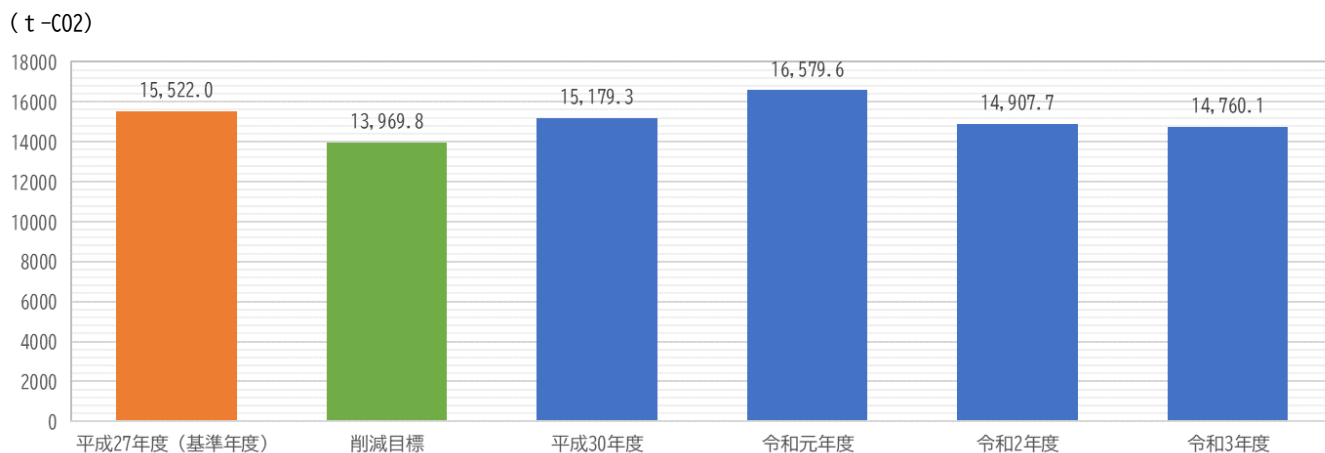


図1 第四次館山市地球温暖化対策実行計画「温室効果ガス総排出量」の推移

2. 基準年度の温室効果ガス排出量の内訳

基準年度である令和3年度（2021）における、館山市の事務事業等から排出された温室効果ガスは、推計で14,760.1 t-CO₂（二酸化炭素換算）となりました。このうち、廃棄物の焼却に伴う温室効果ガスの排出量が69.4%と最も多く、次いで電気が23.8%を占めています（図2、表2）。

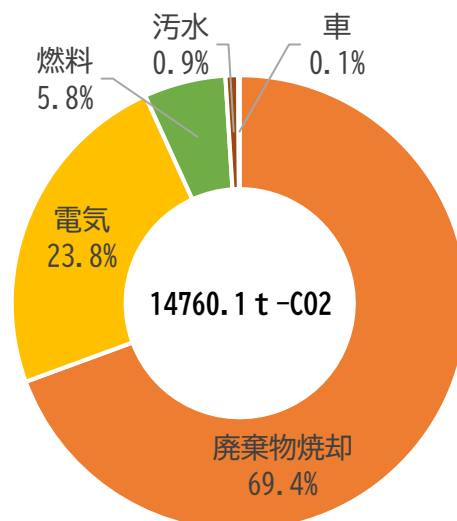


図2 温室効果ガス総排出量（令和3年度）

表2 排出源別の温室効果ガス排出量及び排出割合（令和3年度）

排出源	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	排出割合	
ガソリン	80.6	0.5%	5.8%
灯油	24.7	0.2%	
軽油	109	0.7%	
重油	358.4	2.4%	
LPG（液化石油ガス）	261.5	1.8%	
都市ガス	24.6	0.2%	
電気	3514.2	23.8%	
自動車走行	6.1	0.1%	
汚水処理	130.6	0.9%	
廃棄物焼却	10,250.4	69.4%	
温室効果ガス排出量	14,760.1	100%	

3. 温室効果ガス排出状況

(1) 部別の温室効果ガスの排出状況

基準年度である令和3年度(2021)の温室効果ガスの排出源を部別にみると、建設環境部が全体の85.3%、次いで教育委員会が11.2%を占めています(図3)。

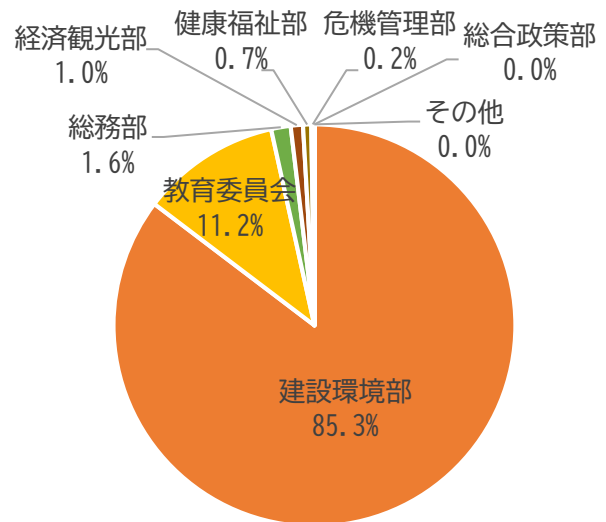


図3 部署別温室効果ガス排出量割合(令和3年度)

(2) 建設環境部の温室効果ガス排出状況

建設環境部の内訳をみると、環境センターの排出量が全体の96.1%、都市計画課下水道室が3.1%を占めています(図4)。

建設環境部は、廃棄物の焼却処理施設である清掃センターを所管している環境センターや、下水道処理施設である鏡ヶ浦クリーンセンターを所管する都市計画課下水道室が含まれており、特に、清掃センターは施設の稼働及び運転時に大量の燃料や電気を使用することに加え、廃棄物を焼却する際に多くの温室効果ガスを排出します。

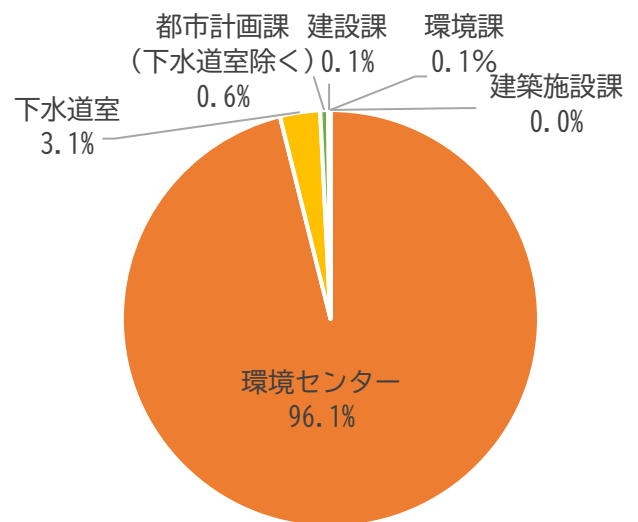


図4 建設環境部温室効果ガス排出割合(令和3年度)

(3) 教育委員会の温室効果ガス排出状況

教育委員会の内訳をみると、教育総務課が全体の45%占めており、次いで学校給食センターが22.7%となっています(図5)。

教育総務課は小学校・中学校(小学校:11校、中学校:4校)を所管しており、主に施設管理や空調の運転利用のために電気とLPGを使用しているため、温室効果ガスの排出量が多くなっています。

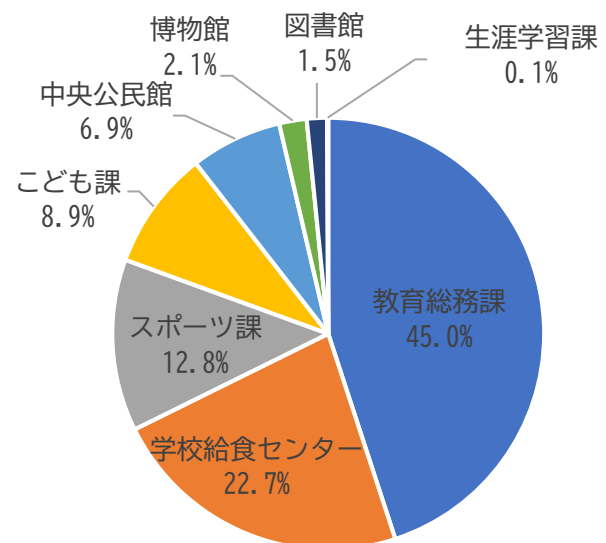


図5 教育委員会温室効果ガス排出割合(令和3年度)

(4) 施設区別の温室効果ガス排出状況

令和3年度(2021)の温室効果ガス排出量を施設区別にみると、清掃施設が全体の85.1%を占めています(図6)。

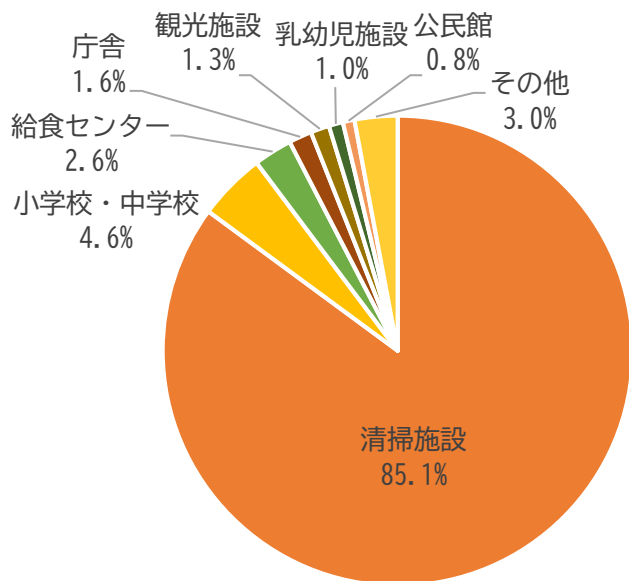


図6 施設区別 温室効果ガス排出割合(令和3年度)

(5) 施設区別(清掃施設を除く)の温室効果ガス排出状況

清掃施設を除いた施設区別の温室効果ガス排出状況を見ると、小学校・中学校(小学校:10校、中学校:3校)の排出量が全体の31.2%、学校給食センターが17.8%、市役所庁舎(市役所本館、2号館、3号館、4号館)が10.6%を占めています(図7)。

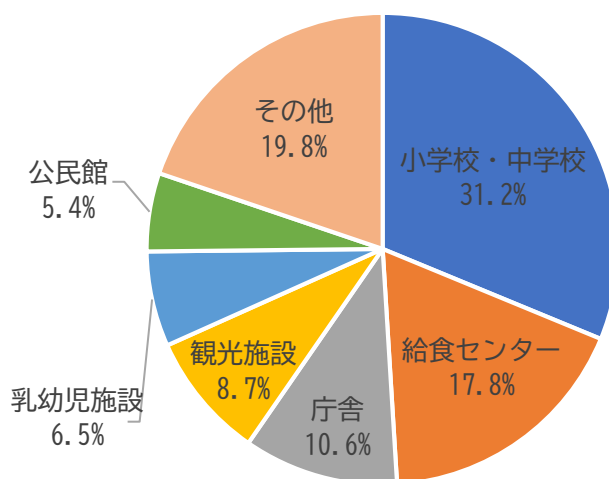


図7 施設区別(清掃施設除く)温室効果ガス排出割合(令和3年度)

※グラフ中の施設区分

庁舎：市役所本館、2号館、3号館、4号館

小学校・中学校：各小中学校

観光施設：“渚の駅” たてやま、城山公園、博物館、その他観光施設

乳幼児施設：幼稚園、保育園、こども園、元気な広場

公民館：各地区公民館、学習等供用施設

給食センター：学校給食センター

清掃施設：廃棄物処理施設、下水処理施設

その他：上記に該当しない施設(スポーツ、福祉、公園等)

(6) 燃料別の温室効果ガス排出状況

館山市の事務事業等の燃料別（電気を除く）の温室効果ガス排出割合は、重油の使用による排出量が41.7%と最も多く、次いでLPG（液化石油ガス）の使用量が30.4%の結果となっています（図8）。

重油は主に温水プールの温度調整と廃棄物の焼却時に使用されています。

また、LPGは主に市内の小学校・中学校の空調（ガスヒートポンプ）や学校給食センターの調理で使用されています。

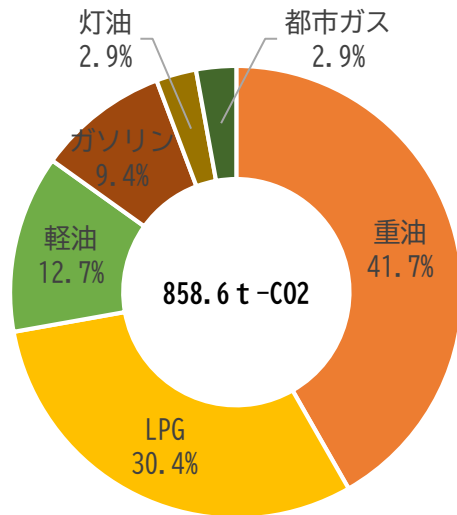


図8 燃料使用割合（令和3年度）

(7) 燃料使用による温室効果ガス排出割合

館山市の事務事業等による燃料使用で発生する温室効果ガスの排出割合をみると、教育委員会の燃料使用割合が全体の60.6%を占め、次いで建設環境部が21.4%を占めています（図9）。

教育委員会の燃料使用量は令和2年度（2020）より増加傾向となっており、主な要因として、新たに学校給食センターが稼働したことにより、調理時に大量の燃料が使用されるようになったことや、新型コロナウイルス感染症対策の換気励行で、小学校・中学校の空調効率が低下したことが挙げられます（図10）。

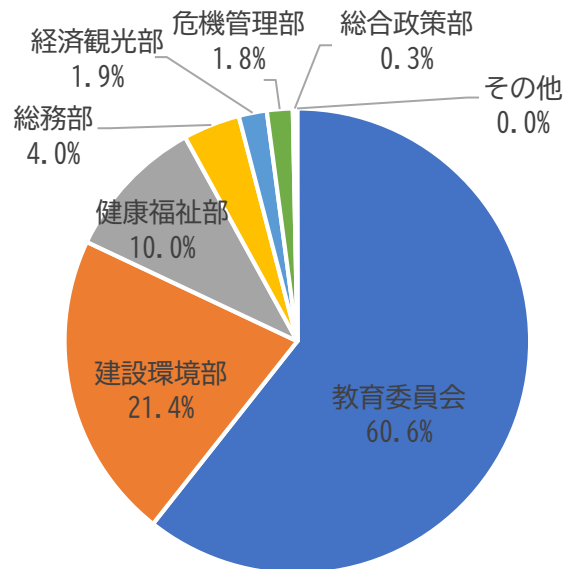


図9 燃料使用による各部署の温室効果ガス排出割合（令和3年度）

(t-CO2)

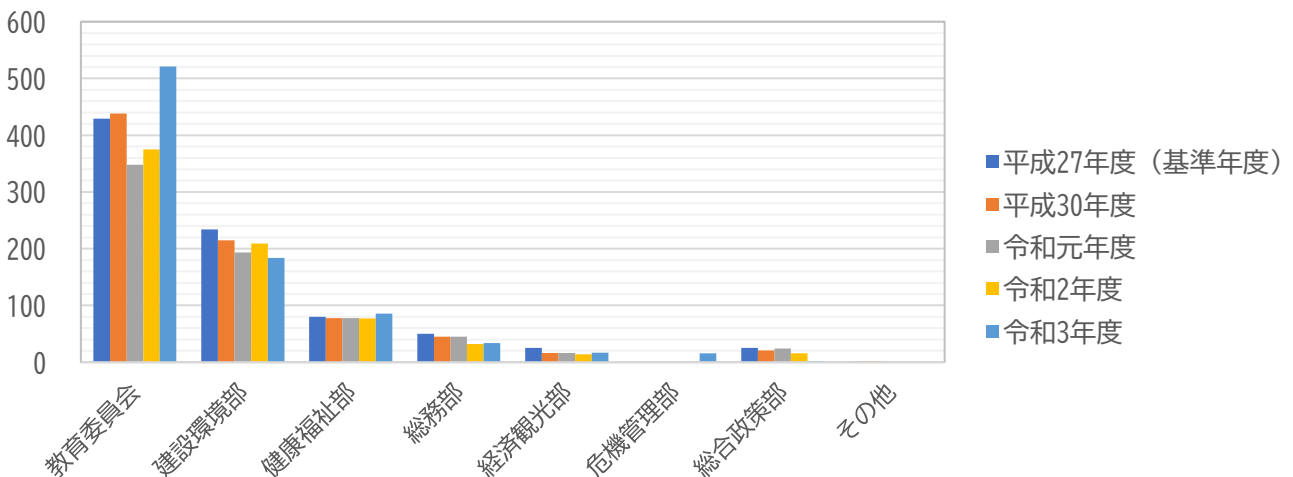


図10 第四次館山市温暖化対策実行計画中の部署別の燃料使用量の推移

(8) 電気使用量の割合及び推移

館山市の事務事業等に伴う電気の使用の割合は、建設環境部が全体の内の56.4%と最も多く、次いで教育委員会が33.7%を占めています(図11)。

電気の使用量が多い施設として、清掃センター、鏡ヶ浦クリーンセンター、小学校・中学校、学校給食センターが挙げられます。

また、令和2年度(2020)より電気の使用量についても(7)燃料別と同様に増加傾向となっており、主な要因として学校給食センターの稼働開始や新型コロナウイルス感染症対策による小学校・中学校の空調効率の低下が挙げられます(図12、図13)。

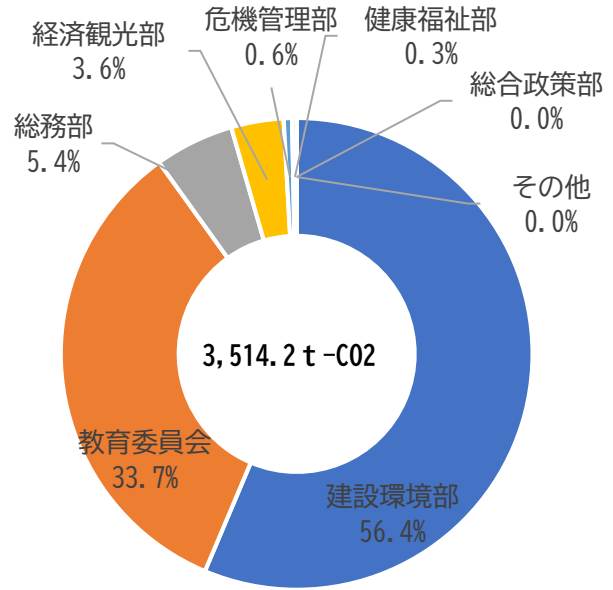


図11 部署別電気使用割合(令和3年度)

(kWh)

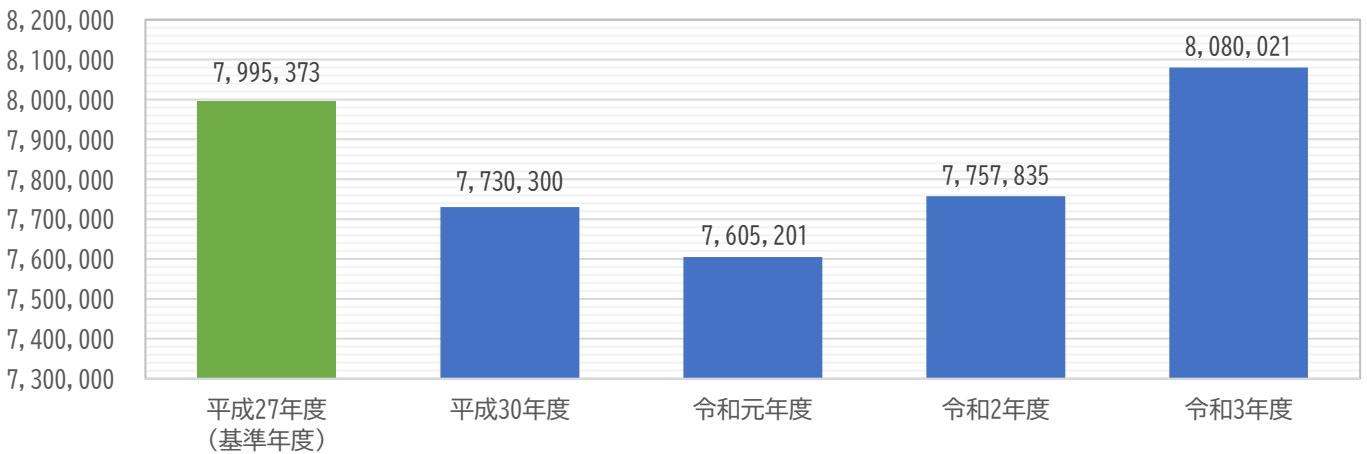


図12 第四次館山市温暖化対策実行計画中の市役所全体の電気使用量の推移

(kWh)

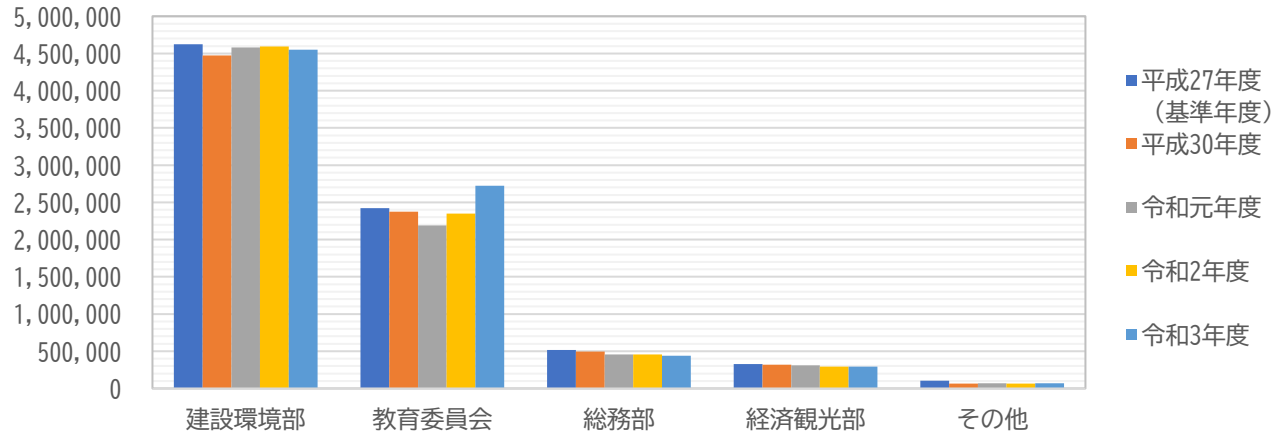


図13 第四次館山市温暖化対策実行計画中の部別の電気使用量の推移

第4章 目標

館山市は、省エネ法において特定事業者の指定を受けており、年1%以上のエネルギー消費原単位を低減することを求められているため、本計画はこの努力義務に準じ、後期基本計画に位置付けた目標値も踏まえ、館山市の事務事業等に伴う温室効果ガスの排出量を毎年2%削減していくことを目指し、以下のとおり目標を設定します。

削減目標	館山市の事務事業等に伴う温室効果ガスの排出量を、最終計画年度（令和9年度）までに基準年度（令和3年度）比で10%削減する。
------	---

項目	基準年度 令和3年度（2021）	計画最終年度 令和9年度（2027）
温室効果ガスの排出量	14,760.1 t-CO ₂	13,284.1 t-CO ₂
削減量	—	▲1,476.0 t-CO ₂

図14 温室効果ガスの排出削減目標

第5章 目標達成に向けた今後の取組

1. 基本方針

本計画の目標達成のため、「館山市ゼロカーボンシティ宣言」で掲げた3つの施策により温室効果ガスの削減に取り組むものとします。

- (1) 循環型社会の形成
- (2) 省エネルギーの推進
- (3) 環境負荷の少ないまちづくり

なお、次に掲げる取組は、目標の達成状況、予算の状況、円滑な業務の遂行、市民サービスの向上等を考慮し、各課・各施設の実態に即した取組を実施することとします。その他、目標の達成に有効と認められる取組がある場合は、柔軟に対応するものとします。

2. 取組内容

(1) 循環型社会の形成

項目	具体的な取組
ごみの減量化	<ul style="list-style-type: none">・ 事務事業、施設の管理運営により排出される廃棄物の分別を徹底する・ 職場での食事等で使用する箸、カップを持参し、割りばしや紙コップなどの使い捨てを減らすことを目的とする「マイ箸・マイカップ」を推進する・ イベント行事等で排出される廃棄物の削減及び適正処理を図る・ 調理作業工程等を工夫し、調理くずなどの減量化を図る・ 生ごみ処理機の導入を検討する・ バイオマスプラスチックを使用したごみ指定袋を導入する
省資源・リサイクルの促進	<ul style="list-style-type: none">・ 原則両面印刷・裏紙の使用を促進する・ 印刷誤りによる無用な用紙利用を削減する・ 事務用品の再利用、再使用を促進する・ 送付・配布物の発行部数の見直しをする・ 電子媒体の使用によるペーパーレス化を促進する（デジタル化）・ 4R（Repair（修理）、Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用））を推進する・ 館山市清掃センターマテリアルリサイクル設備を用いて、搬入された廃棄物の再生処理を行う

(2) 省エネルギーの推進

項目	具体的な取組
省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の高効率化を図る（機器の性能を維持するためのフィルターや熱交換器等の定期的なメンテナンス、日常的な点検） ・省エネルギーに配慮した機器（LED 等）への切り替えを積極的に検討する
再生可能エネルギーの導入・活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の新設や統廃合、設備改修に際し、再生可能エネルギー（太陽光発電等）や環境負荷の少ない設備の導入を検討する ・既存施設への再生可能エネルギー（太陽光発電等）の導入を検討する
エネルギー使用量の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・使用していない電子機器の電源オフを徹底する ・業務や健康上の支障がない範囲で蛍光灯の間引きを行う ・電子機器を節電モードの設定に切り替える ・冷暖房の適切な温度設定を行う ・服装などを工夫し、自ら温度調整する ・事務の効率化、時間外勤務の縮減等により照明等の電気使用量の抑制を図る ・燃料や電気使用量を精査し、過剰な使用量又は費用でないかを確認する ・会議や説明会等のオンライン化を促進する

(3) 環境負荷の少ないまちづくり

項目	具体的な取組
環境負荷の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・公用自動車更新の際に次世代自動車（電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）等）導入を検討する ・近場の移動（概ね 2km 圏内）においては状況に応じて自転車や徒歩で移動する ・目的地が重なる場合、課内や複数の課と調整して相乗りする ・公共交通機関利用を推進する ・エコドライブを徹底する ・環境負荷軽減に配慮した消耗品等を購入する ・グリーンカーボン・ブルーカーボンに繋がる事業を推進する

<参考資料>

1. 温室効果ガスごとの排出係数

本実行計画で使用する活動項目ごとの排出係数は次表のとおりとします。

なお、電気の排出係数については毎年変動することから、毎年度公表される「電気事業者別排出係数（政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用）」の電気事業者ごとの実排出係数を使用することとします。

項 目		単 位	排出係数			
			Kg-CO2/単位	Kg-CH4/単位	Kg-N2O/単位	Kg-HFC
燃料使用量	ガソリン	L	2.32	—	—	—
	灯油	L	2.49	—	—	—
	軽油	L	2.58	—	—	—
	重油	L	2.71	—	—	—
	液化石油ガス (LPG)	Kg	3.00	—	—	—
	都市ガス	m ³	2.23	—	—	—
ガソリン車 走行距離	普通・ 小型乗用車	km	—	0.000010	0.000029	—
	軽自動車	km	—	0.000010	0.000022	—
	普通貨物車	km	—	0.000035	0.000039	—
	小型貨物車	km	—	0.000035	0.000027	—
	軽貨物車	km	—	0.000011	0.000022	—
	特殊用途車	km	—	0.000035	0.000035	—
ディーゼル 車 走行距離	普通・ 小型乗用車	km	—	0.000000	0.000000	—
	普通貨物車	km	—	0.000015	0.000014	—
	小型貨物車	km	—	0.0000076	0.000009	—
	特殊用途車	km	—	0.000013	0.000025	—
	バス	km	—	0.000017	0.000025	—
カーエアコン		台	—	—	—	0.010

項 目		単 位	排出係数		
			Kg-CO2/単位	Kg-CH4/単位	Kg-N2O/単位
廃棄物焼却量	准連続燃焼式	t	2.29	0.077	0.0000539
	廃プラスチック	t	2.77	—	—
	合成繊維	t	2.29	—	—
汚水処理	終末処理	m ³	—	0.00088	0.00016
	し尿処理	m ³	—	0.038	0.00093
	浄化槽	人	—	0.59	0.023

参照：温室効果ガス総排出量 算定方法ガイドライン Ver.1.0（環境省 総合環境政策局 環境計画課）

2. 温室効果ガスごとの地球温暖化係数

各温室効果ガスを二酸化炭素排出量に換算（地球温暖化係数 を乗じた数値）した合計値を比較検討、公表数値とします。なお、本実行計画で使用する地球温暖化係数は下表のとおりとします。

項 目	係 数
二酸化炭素 (CO2)	1
メタン (CH4)	25
一酸化二窒素 (N2O)	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	1430

3. 温室効果ガスの算定方法

国が示す「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に従い、館山市の事務事業等によるエネルギー使用量を集計し、次の数式により算出します。

<算出式>

$$\text{温室効果ガス排出量 (Kg-CO2)} = \text{活動量 (エネルギー使用量)} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

4. 各部等の燃料及び電気の使用量（令和3年度（2021））

基準年度（令和3年度（2021））における各部等の燃料及び電気の使用量は下表のとおりです。

種 別	総合政策部	危機管理部	総務部	健康福祉部	経済観光部	建設環境部	教育委員会	その他
ガソリン (L)	1,019	2,103	12,716	4,176	3,205	6,508	4,863	142
灯油 (L)	0	0	0	1,441	0	979	7,491	0
軽油 (L)	0	4,067	1,558	0	3,609	18,864	14,141	0
重油 (L)	0	0	0	26,706	0	43,233	62,314	0
LPG (L)	0	0	130	36	0	55	86,993	0
都市ガス (m ³)	0	0	0	0	0	0	11,020	0
電気 (千 kWh)	0	46	440	25	294	4,552	2,723	0
自動車走行 (km)	7,965	40,335	186,884	54,572	37,231	162,594	119,337	1,700

第五次館山市地球温暖化対策実行計画

【事務事業編】

発行：館山市建設環境部環境課